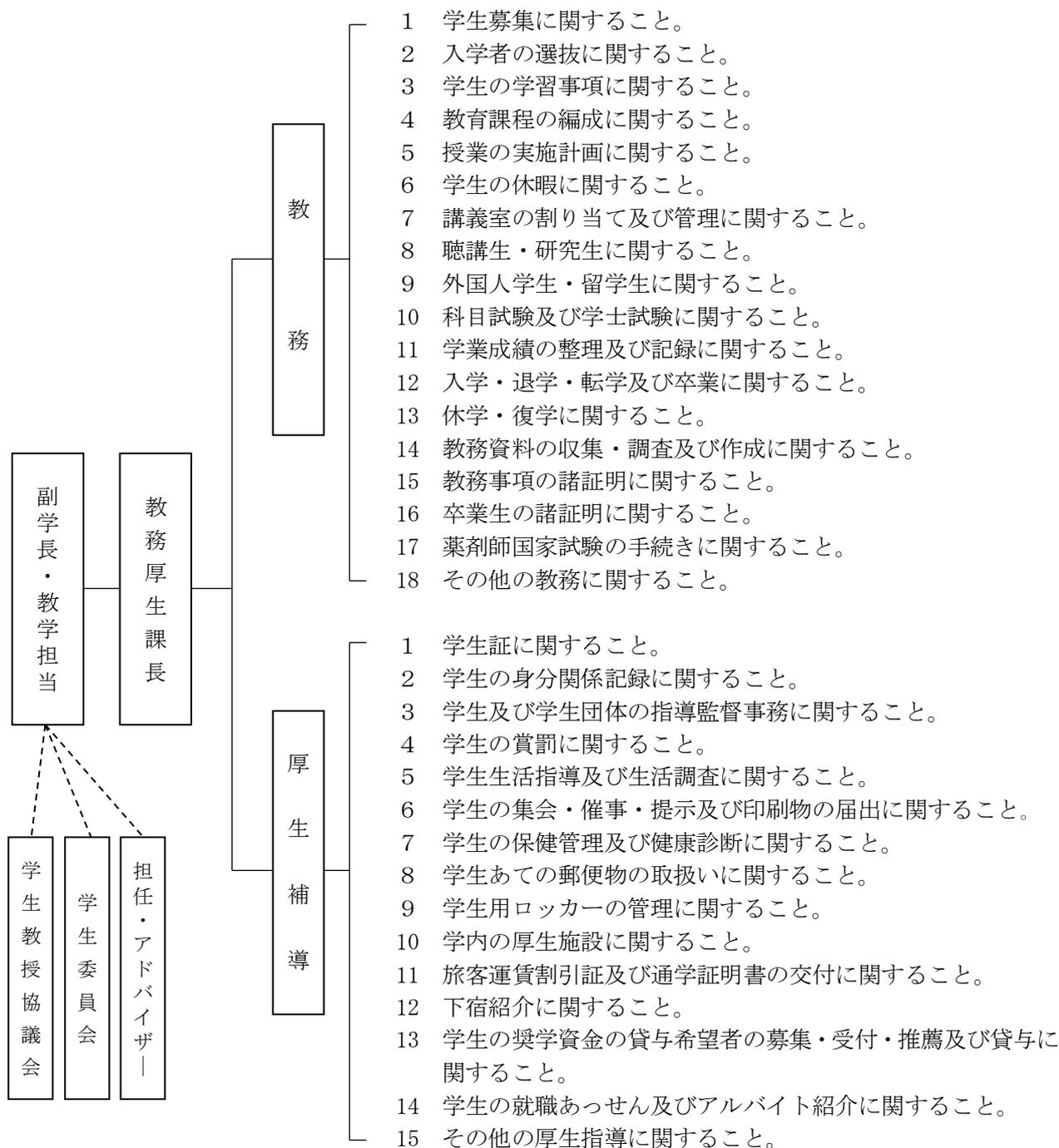


学生の一般周知事項

VI 学生の一般周知事項

1 教務厚生課

教務厚生課は、事務局にあって、学生が学生生活を営む上において必要な事務を執行する機関であり、副学長（教学担当）のもとに、次に掲げる業務を行う。



窓口事務取扱時間 : 平 日 午前8時45分から午後5時30分まで

2 学 生 生 活

学 年 暦 (令和6年度)

月	旬	行 事
前 期 4	上 旬	入学式 ガイダンス 前期授業開始 履修科目申告 1、2、3回生の担任、アドバイザー決定 日本学生支援機構奨学生募集
	中 旬	健康診断
5	中 旬	五月祭
	下 旬	長期実務実習第2期（8月上旬まで）
6	上 旬	受験科目申告
7	上 旬	3回生研究室配属ガイダンス
	中 旬	前期定期試験（8月上旬まで）
8	上 旬	オープンキャンパス 夏季休業 関西薬学生連盟競技大会 大学院博士前期課程一般入学試験、合格発表
	下 旬	大学院博士後期課程・博士課程入学試験、合格発表 長期実務実習第3期（11月上旬まで）
9	上 旬	前期 追・再試験
後 期 10	下 旬	
	上 旬	後期授業開始 履修科目申告
	下 旬	創立記念日（10月25日） 学生祭
11	下 旬	長期実務実習第4期（2月中旬まで）
12	中 旬	OSCE 本試験
	下 旬	冬季休業

月	旬	行 事
翌年 1	上 旬	授業開始 C B T本試験
	下 旬	後期定期試験（ 2月上旬まで ）
2	上 旬	修士論文発表会
	下 旬	長期実務実習第 1 期（ 5月上旬まで ） 修士論文審査会
3	中 旬	後期 追・再試験 学位授与式

(1) 学 修

本学では、学則第 26 条に示された多数の学科目が学科目履修課程表にもとづき開講され、前期（4 月 1 日から 9 月 23 日まで）後期（9 月 24 日から 3 月 31 日まで）の 2 期に分け授業時間割当表に具体的に表示される。学生は、これにもとづいて履修するが、履修に当たっては学則第 4 章、同細則及び学修規程内規などに、それぞれ規定が設けてあるから、熟読し理解されたい。もし、履修上において指導を受けたい場合には、担当の担任・アドバイザーが適切な助言指導を行うから、気軽に相談されたい。また、教務厚生課でも教務事項を取り扱う窓口があり、学業に関するいっさいの事務を取り扱っているから、不明な点又は疑問が起ったときは窓口で尋ねられたい。

心 得

- ア 学則細則第 1 条の履修科目（選択科目）の申告及び第 2 条における受験申告は、期限までに必ず申告すること。無申告の場合は、その科目の受講又は受験ができない。
- イ 学則細則第 4 条の再試験並びに第 5 条の追試験を受けたい場合は、教務厚生課で申告用紙を受け取り、提出すること。急な病気などで科目試験を受けられない場合には、直ちにその理由を教務厚生課に連絡し、病気の場合には必ず後日診断書を提出すること。
- ウ 学則細則第 6 条における所定の単位数は、学修規程内規第 10 条を参照されたい。
- エ 受験に際しての注意事項
- ① 通常の間時間帯と試験時間が異なるので注意すること。
 - ② 試験開始後 20 分を超えて遅刻した場合は受験できない。
 - ③ 必ず学生証を持参し、受験中机の右隅に提示しておくこと。
 - ④ 各試験時間の入退室にかかる時間を 30 分間設定しているが、下記の事項について厳守すること。
 - i 試験室への入退室は監督者の指示があるまでできない。指示を待って速やかに整然と入退室すること。
 - ii 試験室内では静粛にすること。また、受験前、入口付近で待つ場合、受験中の学生の邪魔にならないよう心がけること。
 - ⑤ 下敷きは私用のものは許可しない。机が答案作成上支障のある場合は、試験監督者に申し出ること。
 - ⑥ 筆記用具以外は所定の場所に置くこと。
 - ⑦ 携帯電話は電源を切り、荷物と共に所定の場所に置くこと。
 - ⑧ 設問内容に関する質問は一切許さない。
 - ⑨ 試験開始後 20 分までは途中退場は許さない。
 - ⑩ 不正行為は絶対してはならない。不正行為のあった場合は厳重に対処し、その期間の全科目を無効とする。

(2) 化学実験の安全対策 (平成 27 年 12 月 1 日改定)

事故発生の要因

- ア 責任者や当事者の危険防止に対する心構えの不足。
- イ 実験室の設備・機械器具・反応装置の不備と、これらの取扱いの未熟。
(特に共同で使用する機械器具・薬品類は、公共的立場に立って各自が協力して整備、整頓することが大切である。)
- ウ 引火性液体や危険薬品の不用意な保管・取扱い及び運搬。
- エ 基礎的な実験操作法の軽視と反応中の監視や制御の不十分。

安全確保のための実験室の管理

- ア 指導者の指示は、各個人に徹底させ、実験室内は清潔・整頓に留意して静粛に実験を行うこと。
- イ 責任者・指導者は、教員や学生の研究計画・実験内容などについて安全確保のため、十分配慮し、指導監督すること。(特に新しい実験に対しては、危険予防の手段をよく検討すること。)
- ウ 設備・機能及び器具などの整理・整頓状態、危険物の内容・貯蔵方法、実験操作の適否、消化設備や救急薬の整備状態を定期的に検査すること。
(付) 水道栓・ガス・電気スイッチ及び排水(流し)などの不良箇所は、気付いたときに随時修理するように心がけること。消火設備の性能と使用法・救急薬の使用法及び救急法を教育訓練しておくこと。
- エ 引火性液体・危険薬品(たとえば爆発性薬品)の取扱い、ガス・電気・水道の始末及びガラス器具の取扱いなどについて、十分指導訓練すること。
- オ 保護メガネ・マスク・顔面覆い・ゴム手袋・衝立及び保護衣などを準備し、危険が予想される実験にはこれらの防具を用いること。
- カ 事故発生のときは、できるだけ多くの人に伝えて協力を得、事故を最少限度に食い止めることが大切である。

化学実験上の事故防止例

- ア 実験衣は簡潔・清潔及び行動的なものを用い、不必要に長くしないこと。なお、夏季には皮膚の露出部分が多くなり、また冬季には下着が多く行動がにぶくなる傾向があるため、各自考慮を要する。
- イ 実験台の上に置く物は、実験に必要な器具・薬品など、できるだけ最小限に止め、貴重な文献・書物及び持ち物などを置かないようにすること。
- ウ 反応中は原則として実験台を離れてはいけない。もし反応中に実験室を離れる場合には、同室の者に反応の経過依頼事項を申し送り、自分の所在を明らかにしておくこと。
- エ ガス点火器としては、ライター・ガスライターなどを用いる方が好ましいが、マッチを使用するときは、燃え軸を水道水で消してから所定の場所に捨てること。
- オ 反応を行うときは、原則として原料薬品を仕込む前に、まずガラス装置を組立て、不備がないかを確認した後、あらためて薬品を仕込むこと。
(最初から原料薬品をフラスコ(コルベン)などに仕込んでおき、そのままガラス装置を組立てることは危険である。)
とくに学生実習の際は、指導員の指示を受けた後に薬品を仕込み、反応を始める。
- カ コルク栓・ゴム栓にガラス管を通すときは、ガラス管をタオルで包み、穴に近いところをもって、徐々に貫通させること。コルク栓のときはアルコール、グリセリンなどを、ゴム栓のときは油、ワセリンなどを少しつけると容易に貫通させることができる。
- キ 液体(とくに強酸、強アルカリなど)をピペットで吸い上げるときは、吸い込まないように注意すること。(原則的には口で吸い上げる代りに、ゴム製の安全ピペットを使用する。)
- ク 化学物質を取扱う場合には保護メガネを着用すること。
- ケ 臭素、塩酸、アンモニア水など、内圧が上昇する可能性がある薬品の栓を抜く場合には、周囲に気をつけた後、自分と反対の方向に向けて開口すること。
- コ 試験管の中で加熱するときは、管口を自分及び周囲の人達の方に向けないこと。
- サ 必要以上の冷却水は、流さないようにし、ときどき水の流れが順調であるかを確認すること。
- シ 塩化カルシウム管などは、使用前に通気性を確認した後、用いること。
- ス 反応は容器の側方より観察し、上方からのぞかないこと。
- セ ガスバーナーの焰は、不必要に大きくせず、使用していないものは消しておくこと。(とくに低沸点溶媒(エーテル、石油エーテルなど)を使用する反応、蒸溜、再結晶及びろ過操作に際しては、引火しやすいため、周囲のガスバーナー、火気に十分気をつける必要がある。)
- ソ 大型容器に保存した液体、とくに塩酸、硫酸、硝酸及び引火性液体(アルコール、エーテル及び

- ベンゼンなど)を小出しにするときに、容器が破損、転倒しないように注意すること。(小出し容器は、丈夫で密封できる瓶を使用し、フラスコ(コルベン)類の代用をさけること。)
- タ 反応が翌日に続行するときは、反応温度を室温まで冷したのち、冷却器のゴム管を水道口よりはずし、よく点検してから中断すること。
- チ 実験終了後は、排水(流し)や汚物入れを点検し、ガスの元栓並びに電気及び水道の停止を確認してから帰ること。

引火性液体及び危険薬品の取扱い

(1) 引火性液体について

- 実験室で溶剤、燃料及び合成原料として用いられるもので、メタノール、エタノール、エーテル、アセトン、酢酸エチル、二硫化炭素、アセトアルデヒド、ベンゼン、トルエン、石油エーテル及びガソリンなどを指す。
- ア 安全な密封瓶に入れ冷暗所に保存する。(とくに直射日光の当たる場所はさけること。)
- イ 実験台上で火災を起こしたときは、まず、ガス、電気を切り、周囲にある器具、引火物などをすみやかにとおざけてから消火作業に移る。(失火した者は興奮しているため、消火の処理は周囲の人にまかす方が適切に対応できる場合が多い。)
- ウ 衣服に可燃性物が付着し、火が燃え移ったときは、床の上に横になり、ころがって消火すること。(室内を走り廻ってはいけない。)
- エ よく使用する有機溶媒については、その性質(沸点、比重など)及び精製法を知っておくこと。

(2) 危険薬品・危険反応について

- 1) 酸、アルカリ類：発煙硫酸、硫酸、発煙硝酸、塩酸及び水酸化アルカリなど
 - 2) 酸化性固体：過塩素酸塩類(過塩素酸ナトリウムなど)、無機過酸化物(過酸化ナトリウムなど)、過マンガン酸塩類(過マンガン酸カリウムなど)、重クロム酸塩類(重クロム酸カリウムなど)、クロム酸化物(無水クロム酸など)
 - 3) 可燃性固体：赤リン、硫黄など
 - 4) 自然発火性物質及び禁水性物質：ナトリウム、カリウム、黄リンなど
 - 5) 引火性液体：アルコール、エーテル、クロロホルム、二硫化炭素及びベンゼンなど
 - 6) 自己反応性物質：有機過酸化物(過酸化ベンゾイルなど)、硝酸エステル類(硝酸メチル、ニトログリセリンなど)、ニトロ化合物(ピクリン酸、トリニトロトルエンなど)、ジアゾ化合物、金属アジ化物(アジ化ナトリウムなど)
 - 7) 酸化性液体：過塩素酸、過酸化水素、硝酸など
 - 8) その他
ガス：酸素、オゾン、水素、アセチレン、二酸化イオウ、二酸化窒素、一酸化炭素など
ハロゲン：塩素、臭素など
金属及び金属塩：水銀、塩化第二水銀
その他：硝酸アシル、亜硝酸エステル、ジメチル硫酸、アセチリド、フェノール、ホルマリン、シアン化水素とその塩、亜ヒ酸、フッ化水素、ナトリウムアミド、五塩化リン、三塩化リン、チオニルクロリド及びクロロスルホン酸など
- ア 薬品名を書いたラベルは明瞭かどうか、つねに留意して整理しておくこと。
- イ 地震などに備えて転倒防止対策を施すとともに、たとえ倒れても戸棚の薬品が互に反応しないように適当に区分して保管すること。
- ウ 金属ナトリウム、金属カリウムは、石油入りの密封瓶に入れ、黄リン(白リン)は、水の入った密封瓶に入れて、さらにそれぞれを別々のブリキ缶に納めて所定の場所に保管する。なお、金属ナトリウムや金属カリウムの屑(切片、消耗したナトリウム線など)も石油入りの瓶に保存する。この処分は、アルコール中で水素ガスが出なくなるまで分解したのち、水で稀釈する。(金属ナトリウム類を

使用した瓶、フラスコ（コルベン）、ピンセット、圧搾器及びろ紙なども必ずアルコールでよく洗うこと。直接水を加えると発火爆発の危険がある。）

エ 過酸化物（爆発性薬品は、振動の少ない冷暗所に保管すること。）

発煙性、吸湿性の薬品（発煙硫酸、五塩化リン、三塩化リン、オキシ塩化リン、チオニルクロリド、スルフルクロリド、クロロスルホン酸及びクロロ炭酸エチルなど）は、丈夫で上質の密封瓶やアンプルに入れ、デシケーター中で保管する。（この場合、あまり多くの薬品を一つのデシケーターの中に入れておかないようにし、取り出すときは、十分注意すること。）

オ 水銀を実験台の上にこぼしたときは、球状となり広く飛散するので、スポイト、厚紙を用いて徹底的に回収すること。水銀蒸気を吸収しつづけると中毒の危険がある。

カ 塩素酸カリウム、硝石（硝酸カリウム）などとイオウ、木炭、赤リンなどを混合するときは、各粉末を角製のさじ、又は厚紙で和合する。乳体で研和など、刺激してはならない。

キ 爆発性薬品を用いる場合など、危険性の高い化学反応を実施する場合は、危険防止の対策を十分考えること。反応物の加熱、研和及び攪拌など刺激を与える操作には、特別の注意が必要である。

化学実験室の消火

ア 実験前に、事故の措置を考えておく。（余分な溶媒の取りかたづけ、機械器具の整頓、消火剤の準備及び消火法など。）

イ 消火に当たっては、燃焼の3条件（可燃物、酸素の供給及び温度）のいずれかを除けばよい。火災の様子は、多種多様であるが、実験室の火災は概して小さいから、突然の場合にも判断を誤まらないことが大切である。（引火性液体の火災、ナトリウムによる火災とでは処置が異なる。）

ウ 火災のときは、まず熱源を切り、周囲の物を除き、落ち着いて消火の手順及び消火法を考えること。あわてて可燃物入りの容器を転倒させたり、瓶を破損したりして、火災を大きくしないように注意することが大切である。消火器の使用だけが消火の手段ではない。砂、ぬれ雑布、実習衣などで十分消火できる場合が多い。

救 急 処 置

以下に代表的な薬品について、MSDSを参考に具体例を示すが、これらは事故が発生した直後の現場における応急処置法であり、いずれの場合も速やかに医師の診断を受けることが肝要である。

(1) 火傷：受傷後、その場で直ちに局部を冷却する。水温は10～15℃が適温で、それ以下は望ましくない。消毒にはヒビテン、マージニンを用いる。チンク油の塗布は、皮膚にケロイドを生じやすいので使用しない。傷が大きい場合は、速やかに医師（外科医）の治療を受けること。

(2) 切傷：小さな切り傷の場合は、傷口を洗浄した後消毒液や市販の傷薬（マキロン[®]など）を塗布し、リバーテープを患部に貼り付ける。深い刺し傷や大きな切り傷の場合は速やかに医師（外科医）の治療を受けること。

(3) 危険薬品による中毒

○ 強酸

皮膚に付着した場合	汚染された衣類や靴を直ちに脱がせ被曝部を清浄な水で相当時間水洗後、飽和炭酸水素ナトリウム液で洗う。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも15分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。早急に医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合	200ml の酸化マグネシウム乳濁液、水酸化アルミニウムのゲル、牛乳、水などを飲ませて希釈する。
---------	--

○ 強アルカリ類

皮膚に付着した場合	ヌルヌルしなくなるまで流水で洗い、さらに、2%酢酸（又は薄めた食用酢）で洗う。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。早急に医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	薄めた食用酢（約 5 倍希釈）、レモンジュースを飲ませ中和をはかる。

○ 塩素ガス

吸入した場合	速やかに新鮮な空気のある場所に移し、安静、保温に努める。アルコールの蒸気を嗅がすと、粘膜の刺激をやわらげる。飴をなめるのもよい。呼吸困難、呼吸停止を起こしている場合には酸素吸入や人工呼吸を施す。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類や靴を直ちに脱がせ被曝部を多量の清浄な水で洗浄し、無菌包帯で包む（熱傷用包帯を使用しない）。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。早急に医師の診断を受ける。

○ 臭素： 塩素ガスに準ずる。

吸入した場合	速やかに新鮮な空気のある場所に移し、安静、保温に努める。薄いアンモニア水を嗅がすと、粘膜の刺激をやわらげる。飴をなめるのもよい。中毒した場合には、肺水腫の危険があるため安静が大切である。呼吸困難、呼吸停止を起こしている場合には酸素吸入や人工呼吸を施す。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類や靴を直ちに脱がせ、被曝部をできるだけ早く長時間清浄な水あるいは炭酸水素ナトリウムの 1% 溶液で洗浄し、無菌包帯で包む（熱傷用包帯使用不可）。また、汚染された実験衣は作業場から出さないこと。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。早急に医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合	口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。 直ちに水に活性炭を懸濁した液を飲ませる。嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、再び水を飲ませる。保温に努め、速やかに医師の診断、治療を受ける。意識がない時は、何も与えない。
---------	---

- **一酸化炭素**：この中毒は、意識があるうちに手足が動かなくなるため、救助者も注意すること。普通の防毒マスクは無効で、一酸化炭素専用の防毒用マスクを用いる。

吸入した場合	速やかに新鮮な空気のある場所に移し、安静と保温に努める。呼吸困難、呼吸停止を起こしている場合には酸素吸入や人工呼吸を施す。
--------	---

- **二酸化イオウ、二酸化窒素**

吸入した場合	粘膜の刺激性が強いので十分水洗し、うがいには1～3%炭酸水素ナトリウム液がよい。数時間後に肺水腫を起すおそれがあるので、24時間は安静にし、人工呼吸は行わない方がよい(気道への刺激の危険性)。重症中毒のときは、足を高くし、脳血行をよくする。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも15分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。早急に医師の診断を受ける。

- **シアン化水素**： 応急措置を行うときは化学防護手袋を着用する。

吸入した場合	意識不明の罹災者をねかせ、口をあけて舌を引き出す。亜硫酸アミルのアンブルをハンカチに包んで破り、そのまま鼻口に嗅がす。これを1分間に15～30秒間くり返し、医師を呼ぶ。薬品の附着した衣服は、直ちにふきとっておくこと。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類や靴を直ちに脱がせ、被曝部をできるだけ早く石けん水で洗浄し、多量の清浄な水を用いて洗い流す。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも15分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。早急に医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	無理に吐かせない。口をすすがせる。

- **硫化水素**

吸入した場合	新鮮な空気中に移し、安静と保温に注意し、必要があれば人工呼吸、酸素吸入を行う。
--------	---

眼を刺激した場合	暗い室で冷湿布し、頭部も水冷する。
----------	-------------------

○ **フッ化水素（フッ酸）**：救急活動中も全身防護用服、呼吸防護器具を着用する。

吸入した場合	速やかに新鮮な空気のある場所に移し、安静、保温に努める。呼吸困難、呼吸停止を起こしている場合には酸素吸入や人工呼吸を施す。
皮膚に付着した場合	一定時間後に炎症を起す。汚染された衣類や靴を直ちに脱がせ、接触した身体部位を十分に水で洗浄し、無菌包帯で包む（熱傷用包帯を使用しない）。
眼に入った場合	寸秒でも早く洗眼を始める。清浄な流水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で拵げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	無理に吐かせない。口をすすがせる。ただちに医師の診察を受ける。

○ **黄リン（白リン）**：まず消火すること。リンの燃焼した煙は、五酸化リンの微粉であり、呼吸器を刺激するので注意すること。

吸入した場合	速やかに新鮮な空気のある場所に移し、安静、保温に努める。呼吸困難、呼吸停止を起こしている場合には酸素吸入や人工呼吸を施す。
皮膚に付着した場合	水を使わず、1%硫酸銅水溶液で十分に処理した後、洗い流す。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で拵げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	口をすすがせる。意識のある場合のみ吐かせる。

○ **金属ナトリウム**

皮膚に付着した場合	乾燥した金属ナトリウムを除去し、ナトリウムが付着した身体部位を徹底的、継続して水で洗浄し、無菌包帯で包む。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で拵げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。早急に医師の診断を受ける。

○ アルデヒド類（ホルマリン）

吸入した場合	コーヒー、茶類を与え、希アンモニア水を嗅がせる。
皮膚に付着した場合	水と石鹼で充分洗浄する。
目に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	催吐は禁忌。胃洗浄は穿孔に注意して、0.2%アンモニア水、1～2%炭酸アンモニウム液又は牛乳を用いる。

○ フェノール

皮膚に付着した場合	アルコールでこすり落とした後、石鹼を使って温水で十分に洗う。
目に入った場合	直ちに清浄な水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせない。水を飲ませて胃の中のフェノールを希釈させてもよい。牛乳が入手できれば水を飲ませた後に与えてもよい。十分にオリーブ油や他の植物油を与える（パラフィン油及びアルコールを与えない） あるいは、薄い食塩水を多量に飲ませ、卵白を与えた後吐かせて医師の処置を受ける。

○ ジメチル硫酸：使用したときは、必ずアルコールセッケンで手を洗っておくこと。

吸入した場合	数時間後に肺水腫を起すおそれがあるため、安静と酸素吸入をする。
皮膚に付着した場合	氷水で持続的に冷やしておくのが最もよい。接触した身体部位を十分に水で洗浄し、無菌包帯で包む（熱傷用包帯を使用しない）。
目に入った場合	直ちに清浄な流水で、少なくとも 15 分以上の洗浄を行い完全に洗い流す。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起すことがあるので注意する。まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。

飲み込んだ場合	口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。直ちに、コップ数杯の牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、再び水を飲ませる。保温に努め、速やかに医師の診断、治療を受ける。意識がない時は、何も与えない。
---------	--

(3) 課外活動

ア 課外活動の意義

学生が専門の学術を深く学ぶとともに、自発的に自己の趣味と個性にあった適当な活動分野に加わり、積極的に活動することは、人間形成の上に、次の諸点を体得でき、卒業後の社会生活に有意義な面をもたらすものであるから、課外活動は、大学教育の領域できわめて重要な地位を占めている。

(ア) 学生は、本学での専門的な教育を受け、社会人として会社等に就職することとなるが、職場で働く人々の人間関係の保持の善し悪しは、その職場での能率を左右するものと重要視されている。その人間関係を課外活動において学び取ることができる。すなわち、課外活動の一分野に参加することにより、その集団の中でどのように付き合い、どのように協力していくかを人間相互の接触と経験によっておのづから体得し、社会生活を営む基礎が作られ、人間関係が育成されるのである。

(イ) 個性と趣味とを同じくした各活動分野において、放課後の余暇を巧みに利用、お互いに語り合い、物を書き、また鑑賞する中に教養的価値にまさるものを学び取ることができる。

(ウ) 課外活動の一分野に参加することにより、その集団の一員として規制を受け、その活動目的に従って訓練されるのであるが、このような集団生活の中に民主的な運営の手続きを理解し、よき指導者となるに必要な技術を身につけ、自らよき指導者としてよい集団をつくり上げて、より民主的な社会人としての資質を育成されるのである。

イ 活動分野

本学では、学則細則第 30 条に基づき承認された体育活動、学術文化活動及び自治活動として、次に示す多数の活動分野があり、学生は、それぞれの活動分野において自主的な活動をし、豊富な経験と高い教養を身につけることに努めている。また、それぞれの活動分野には、教員が顧問となり学生との人間関係の緊密を図っている。

(ア) 体育活動

硬式テニス部・ソフトテニス部・硬式野球部・柔道部・剣道部・陸上競技部・サッカー部・バスケットボール部・バレーボール部・バドミントン部・卓球部・弓道部・空手道部・スキー山岳部・ゴルフ部・ダンス部。

(イ) 学術文化活動

植物研究部・囲碁将棋部・写真部・E.S.S.部・美術部・茶道部・コーラス部・マンドリン部・軽音楽部・東洋医学研究部・薬学研究部・演劇部・アンサンブル部・東海 DMAS・ボランティアサークル。

(ウ) 自治会活動

学生自治会は、学生がよりよい学生生活を送るための学生の総意を代表する機関であるから、学生は自治会の規約をよく理解し、その行事や会合には挙って出席し、自治会の運営についてつねに自由で公正な判断を下すことに努めるべきである。また、その役員を選挙する場合には、互いに尊敬するに足る立派な人物を推薦することを忘れてはならない。こうして全学生が民主的に自治会を堅実に育て上げることが、このまま学生生活を豊かにすることともなり、ひいては最高学府に学ぶ者として社

会からつねに敬愛と信頼とを得ることとなる。

ウ 心 得

(7) 課外活動を行う場合は、学則細則第 8 節 課外活動の組織、第 9 節 集会、対抗競技、催物等の規定により届出をすること。

(イ) 掲示物は、課外活動に関するものは自治会執行部、大学運営に関し影響を及ぼすものについては教務厚生課の承認を得た上、所定の場所に掲示すること。また、掲示物の大きさは新聞紙半截大までとし、掲示期間は、原則として 1 週間以内とする。

(ウ) 学則細則第 34 条に関連し、講義室を使用して課外活動をしようとするときは、講義室使用届を、その他の施設を使用するときは、施設使用届を提出すること。

エ 表 彰

本学では、学術研究活動、課外活動等の分野で優れた評価を受け、大学の名声を高めるなど、その業績が極めて顕著であると認めた学生に対して、岐阜薬科大学学生表彰規程により表彰を行い、これを顕彰している。

その内の課外活動においては、運動、文化の両部門のそれぞれに対して下記のとおり表彰を行う。

1) 大会表彰

運動部に係る大会においては別表第 1 に、文化部に係る大会においては別表第 2 に掲げる成績を収めた学生又は学生団体に、記念品として各メダルを贈呈する。

別表第 1

成 績		記念品	ポイント数
学生(個人)	学生団体		
東海学生選手権ベスト 4 全日本学生選手権ベスト 16 西日本学生選手権ベスト 8 全日本医歯薬 1 位	東海学生リーグ 1 部 全日本大学対抗ベスト 16 西日本大学対抗ベスト 8 東海学生大学対抗ベスト 4 全日本医歯薬 1 位	金メダル	4
全薬 1 位 関薬 1 位 全日本医歯薬 2 位 近畿医歯薬 1 位 東海学生選手権ベスト 8	東海学生リーグ 2 部 1 位 全薬 1 位 関薬 1 位 全日本医歯薬 2 位 近畿医歯薬 1 位	銀メダル	2
全薬 2 位 関薬 2 位 全日本医歯薬 3 位 近畿医歯薬 2 位 中部医歯薬 1 位 東海医歯薬 1 位 県内大学・一般選手権大会 1 位	東海学生リーグ 2 部 全薬 2 位 関薬 2 位 全日本医歯薬 3 位 近畿医歯薬 2 位 中部医歯薬 1 位 東海医歯薬 1 位 県内大学・一般選手権大会 1 位	銅メダル	1

上表の略称について

- ・医歯薬：医歯薬大学対抗大会
- ・全薬：全日本薬学学生対抗大会
- ・関薬：関西薬学学生対抗大会

別表第2

成 績	記念品	ポイント数
全国的規模の大会で顕著な成績(入賞・入選以上)を収めた学生又は学生団体	金メダル	4
東海地区の大会で顕著な成績(入賞・入選以上)を収めた学生又は学生団体	銀メダル	2
岐阜地区の大会で顕著な成績(入賞・入選以上)を収めた学生又は学生団体	銅メダル	1

2) 卒業時表彰

運動部又は文化部に係る大会において、在学中に収めた別表第1及び別表第2に示す成績に応じた別表第1及び別表第2の右欄に掲げるポイント数(運動部と文化部間の均衡及び各競技間の均衡を図るため、各競技の性格、あるいは競技種目等の多寡による相違を考慮して、ポイント数の調整をした場合は調整後のポイント数)の合計が15ポイント以上であり、かつ他の学生の模範となる学部を卒業する学生に記念品として楯を贈呈する。

3) 特別表彰

運動部又は文化部において、大会以外で、その活動業績の本学運営への寄与が顕著である学生又は学生団体に記念品としてメダルを贈呈する。

オ 後援会助成金

本学では、体育活動、学術文化活動での核活動に対し、後援会からの助成金を交付する制度がある。申請方法、提出書類については、年度当初のキャプテン会議において学生委員会の担当教員より説明があるので、指示に従うこと。

(4) 厚生並びに学生相談

本学では人間形成を計るため学生個人の学修上・健康上あるいは課外活動上などの援助指導を推進する目的で、下記のような活動機関を設けている。

ア 学生委員会

大学教育の目的を達成するため、学生生活全般にわたる諸問題について審議して、意見を総合調整し、学生の指導に当り十分な成果を収めるよう設けられたものである。この委員会は、学生の課外活動における運動・学術文化・厚生・保健体育及び自治会の各部門から成り、それぞれの部門を担当する委員が適時合議し、円滑な運営を期している。

イ 担任・アドバイザー

本学では、学年初めに学生を適当な組(10人から15人を1組とする。)に分けて、それぞれの組に教員が担任・アドバイザーとなって学習上・経済上・精神衛生上における悩み、不安及び将来の進路についての自己の性格と能力に適合した業務の領域選定などで困っている者の面倒をみている。このようなことが起こった場合は、自己判断による行動を避け、先ず担任・アドバイザーを訪ねて懇切な指導と解決法を受けるようにされたい。

また、困ったり、悩んでいる時ばかりでなく、日頃絶えず担任・アドバイザーと話し合いの場を持ち、人格の触れ合いを通じ自己の向上を計る機会をつくるようにされたい。

ウ 学生教授協議会

学生生活の福祉増進と大学の教育使命達成のため、大学と学生側の意志の疎通を図り、課外活動に関する行事計画その他学生生活向上のための希望意見について、互いに協議して運営の円滑を図っ

ている。

協議会は、学生委員と学生自治会代表委員から成っていて、学生委員長が必要に応じ召集し、開催している。

(5) 修学支援

大学等における修学の支援に関する法律の制定に伴い、本学では学部生を対象に、授業料及び入学料の減免を行う。また、減免対象者には、日本学生支援機構から給付型奨学金の支給が行われる。

ア 授業料及び入学料の減免

1) 入学料の減免

学生が入学料を納付する代わりに減免認定等申請書を提出した場合、減免対象者として認定するまでの間、入学料の徴収を猶予する。認定後に入学料を減免し、減額の場合、学生は減額後の入学料を納付するものとする。なお、入学料納付後であっても、入学後の申請期間中に減免認定等申請書を提出し、減免対象者として認定された場合は、既納の入学料を還付する。

2) 授業料の減免

授業料は通常4月と10月に半期ずつ納付するが、学生が各期の授業料納付前に減免認定等申請書を提出した場合、減免対象者として認定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。認定後に授業料を減免し、減額の場合、学生は減額後の授業料を納付するものとする。な

3) 家計急変時の減免

授業料等の納付後に家計が急変した場合（生計維持者の死亡、震災等）などは、減免対象者として認定した後に、既納の授業料等を還付する。

イ 支援対象者の要件

1) 家計の経済状況に係る要件と、2) 学業成績・学修意欲等に係る要件等を満たす学生に対して、4段階の減免・給付型奨学金の支給を行う。なお、修業年限で卒業できないことが確定した者、高校卒業後、大学に入学するまでの期間が3年を経過した者は対象者とならない。

1) 家計の経済状況に係る要件

1)-1 所得要件

本人及び生計維持者の所得により判断する。なお、区分は所得に応じて毎年10月に見直す。

区 分	減免割合	給付型奨学金（月額）	
		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
第Ⅰ区分	全 額	29,200 円	66,700 円
第Ⅱ区分	3分の2	19,500 円	44,500 円
第Ⅲ区分	3分の1	9,800 円	22,300 円
第Ⅳ区分	4分の1	7,300 円	16,700 円

1)-2 資産要件

本人及び生計維持者の資産の合計額が、基準額未満であること

2) 学業成績・学修意欲等に係る要件（いずれかを満たすこと）

・ 新入生

① 高校等の評定平均値が3.5以上であること、② 入学試験の成績が上位2分の1の範囲であること、③ 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

・ 在学生

① 累積GPAが在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること、② 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修す

る意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

ウ 学業成績の判定

毎年、年度末に学業成績の判定を行い、いずれかの区分に認定する。

- 1) 廃止 留年、出席率が5割以下など。翌年度以降は授業料減免等を行わない。
- 2) 停止 警告の区分に該当する学業成績に2年連続して該当。翌年度授業料減免等を行わない。
- 2) 警告 単年度GPAが各学年の基準以下、出席率が8割以下など。2年連続で警告判定の場合停止、3年連続で警告判定の場合廃止となる。
- 3) 継続 廃止、警告のいずれにも該当しない。翌年度も授業料減免等を行う。

(6) 奨学制度

ア 岐阜薬科大学村山記念奨学金

1) 目的

学生の更なる学習・研究意欲の向上、活力の醸成、もって本学のより一層の活性化を図るため、学業成績優秀者を顕彰する本学独自の奨学金制度を実施している。なお、この制度は、東京純薬工業株式会社前会長、村山 元氏（本学前身の岐阜薬学専門学校第2回卒業生）からの寄付により平成23年度に創設されたものである。

2) 奨学金給付の対象学生

本学薬学科5年次に進級が確定した学生および本学薬科学科卒業後本学大学院博士前期課程（修士課程）に進学が確定した学生のうち、入学後の学業成績や勉学姿勢が特に優秀で、他の学生の範となる者とする。

3) 奨学金給付の内容

- ・給付額は、年額 250,000 円（返還不要）とする。
- ・給付期間は、2年間（薬学科5、6年次；博士前期課程（修士課程）1、2年次）とし、5月と11月の月末に年額の2分の1（125,000円）を学生本人指定の銀行口座に振込む。

4) 奨学金給付学生の選考

- ・選考時期は3月下旬で、4月初旬に奨学金給付者が公表される。
- ・選考対象となる成績は、1年次から4年次までの学業成績であり、成績上位者の中から、人物を勘案して、奨学金給付者が選考される。
- ・選考人数は、各年度において、収容定員の1割程度とし、12名を限度とする。
- ・選考された学生名は、本学掲示板、ホームページ等に掲載される。

5) その他

この奨学金は、日本学生支援機構等、他の奨学金と併用して受給することが可能である。

奨学金給付の制限（中断、再開または停止）について

- (1) 給付の中断 奨学生が休学し、または長期欠席した場合、当該期間の奨学金の給付を中断する。
- (2) 給付の再開 奨学金の給付を中断された者が、その事由が止んだときは、給付を再開する。
- (3) 給付の停止 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の給付を停止する。この場合、既に給付した奨学金の全部または一部の返還を要する場合がある。

ア 退学または除籍の場合

イ 停学その他の処分を受けた場合

ウ 学業成績が著しく不良になった場合

エ 奨学金の給付を受けることを辞退した場合

オ その他、この奨学生として適当でないと認めた場合

今後の制度変更により、現在と異なる内容での適用となる場合がある。

イ 岐阜薬科大学村山記念国際交流奨学金

1) 目的

岐阜薬科大学における国際交流の一層の進展を図り、もって教育・学術研究の振興に資することを目的としており、岐阜薬科大学が村山元氏から寄附された資金を基に給付する。

2) 奨学金給付の対象学生

- (1) 岐阜薬科大学の学部又は大学院に在籍する者
- (2) 外国語能力が派遣先大学の語学要件を満たしている者
- (3) JASSO留学生交流支援制度及びその他の財団・団体から海外留学に伴う奨学金（返還を要する貸与型を除く。）を受給していない者

3) 奨学金の内容

奨学金の額は、一人当たり 20 万円以上 50 万円以下の範囲とし、奨学金の年間総額は、100 万円を限度とする。ただし、やむを得ない事情により前年度に学生による海外派遣を実施しなかった場合は、その翌年度に限り、前年度の奨学金の年間総額を限度として、限度額を増額することができる。

4) 申し込み・選考

募集時には、別途その内容を掲示する。奨学金受給者は、国際交流委員会において選考される。

ウ 奨学資金

本学では、日本学生支援機構奨学金を主とし、他にも岐阜県選奨生奨学金など、一部、地方団体の奨学資金も扱っている。

これらの奨学資金の貸与を受けようとするには、学業・人物とも優秀かつ健康で学資の支弁が困難と認められた者であることが条件である。

日本学生支援機構奨学金の大要は、次のようである。

1) 貸与の種類及び額

		第一種奨学金	第二種奨学金
学部学生	自宅通学	20,000 円から 45,000 円まで	2 万円から 12 万円まで 1 万円単位で選択
	自宅外通学	20,000 円から 51,000 円まで	
大学院生	修士課程	50,000 円又は 88,000 円	5 万円、8 万円、10 万円、 13 万円、15 万円から選択
	博士課程	80,000 円又は 122,000 円	

※単位：月額。第一種奨学金は無利子、第二種奨学金は有利子。

2) 貸与の期間

正規の最短修学期間

3) 出願手続き

毎年 4 月から 5 月までの間に、募集される。これらは掲示をするから、希望者は、所定の手続きを指示された期限内に厳格に行う必要がある。

4) 奨学生の決定

採用と決定された者には、教務厚生課からその旨通知する。

5) 奨学金の交付

奨学生として採用が決定すれば届け出た預金口座に毎月 1 回振り込まれる。採用者は毎年 1 月に「継続願」を日本学生支援機構に提出し奨学生としての適格認定を受けなければならない。

大学は学業成績、品行、経済状況を総合的に判定し、継続・激励・警告・停止・廃止の処置をとる。未提出者は「辞退」とみなされ奨学生の資格を喪失する。

エ その他の奨学制度

地方公共団体、会社財団などその他の奨学制度があるが、募集や手続きは多様であるから直接照会することが望ましい。

(7) 保 健 衛 生

学生が学修や課外活動を進めていく上には、まず、みずからの健康が最も良好に維持されなければならない。それには日常生活において各自がつねに健康に注意されたい。また大学でも、学生の健康管理については、学校保健安全法に基づき保健管理センターをおき、不時のケガ・病気などに対しての応急処置のほか、定期健康診断などを実施して、保健管理に万全を期するよう努めている。

ア 保健管理センター

正規授業又は課外活動中に生じた病気・負傷の応急処置や休養のため、医薬品、器具、ベッドを常備しているので気軽に利用されたい。

また、重病傷者については、応急処置後、医療機関に搬送している。

イ 健康診断

学校保健安全法に定めるところにより、毎年定められた時期（4月～6月）に健康診断を実施している。学生は、法令どおり必ず受けなければならない。

定期健康診断を受けていない場合には、健康診断証明書の発行はできない。

ウ カウンセリング

健康問題は単に身体についてのみでなく、人間関係や精神的な不安や悩みなどから生ずる精神衛生の問題も、学生生活にとってきわめて重大な問題である。本学では、精神衛生相談の機会を設けており、定期的で開催される「こころの相談」ではカウンセラーの専門家が相談に応じているので、カウンセリングを希望する学生は保健管理センターへ申し込みをされたい。

相談事項は、すべて秘密に取り扱っている。

エ 遠隔地被扶養者証

下宿している学生が、実験・実習・課外活動中又は宿所で病気・負傷した場合に、家族の健康保険証より分離した遠隔地被扶養者証にあらかじめ切りかえておき、これを利用すれば、健康保険の被扶養者として取り扱われ、有利である。

遠隔地被扶養者証の手続きは、教務厚生課で交付する在学証明書を、家族の加入している健康保険組合等に提出し、分離してもらう。

オ 学生の保険と給費

1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

学生が教育研究活動中に被った災害に対する互助共済的な傷害保険である。

被保険者の学生が、正課中、学校行事中、課外活動中及び通学中に生じた事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われる。

2) 学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）

学生が学研災の対象となる活動中及びその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われる。

3) 保健管理給費

この制度は、後援会が学生の負傷疾病等の傷害及び保健管理に対する医療費の給費をおこない、学生の福利に資することを目的としている。

適用範囲としては、学生教育研究災害傷害保険の適応外のもので、大学の管理下で発生したものと及び定期健康診断の結果に基づき、必要と認められた精密検査及び学校医による再検査に給費を行う。

上記 1) 2) 3)については、保健管理センターに届け出て所定の手続きをとること。

(8) 福利厚生

ア 福利厚生施設

本部では、大学生協（岐阜大学）に加入すると生協店舗・食堂が利用できる。三田洞キャンパスでは、学生相互あるいは教職員との親睦を深め、また学生生活をさらに充実させ、人間関係の和合を図るために福利厚生施設として別館が設けてある。ここには、2階に学生・職員の食事・集会の場としての売店があり、また、3階には学生の課外活動のため学術文化部の部室と学生自治会室などがある。

イ 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）と通学証明書

学生が通学・帰省・旅行及び海外活動のために交通機関を利用する際、交付する証明書で、交通費の割引きがうけられる。

(ア) 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学生が帰省・旅行及び課外活動のため、100 km以上旅客鉄道株式会社（JR各社）を利用する場合、100 kmを越える区間につき2割引される。

学割証の交付を受けようとする場合は、教務厚生課へ申し込むこと。

なお、学割証使用の場合は、下記行為をしたとき、学割証は無効として没収され、以後の交付は停止となるから、厳に不正使用のないよう注意すること。

- a 他人名義のものを使用したとき。
- b 有効期間（発行日から3か月）を経過したものを使用したとき。
- c 記入事項を塗り消したり、改変したものを使用したとき。

(イ) 通学証明書

バス・電車等による通学定期券の購入の場合交付するので、教務厚生課へ申し込むこと。

病院・薬局実習先に行くためにバス・電車等を使用する場合には、実習用通学定期の申請が必要となる。申請時期については教務厚生課から通知する。

ウ 宿 所

宿所紹介については、管理人からの宿所情報を、申し出により、窓口で閲覧できる。

エ 心 得

新入生の宿所紹介は、管理人とも連絡をとり申し込みに応じているが、生活が慣れてくるとややもすれば放縦になり易い。両親のもとを離れての生活であるので、不節制な生活に陥ることがないように各自で日課を定め、心身ともに規律ある生活をする事。

(9) 就職支援等

ア 就職支援

本学では、職業安定法第33条の2の規定に基づいて職業紹介業務運営規程を設け、本学の学生並びに卒業生に対し、無料の職業紹介業務を行っている。

就職に関するガイダンスは適宜実施し、また就職資料室及び学内LANの求人情報で就職に関する情報を提供している。就職資料室には就職関係の各種情報を揃えてある。学内LANの求人情報には、本学への最新の求人情報とともに、前年度の求人情報も掲載され、各企業、病院、薬局などの求人時期を知ることができる。

イ アルバイト支援

1) アルバイト求人情報について

アルバイト求人情報があれば、事務局内に掲示をもって通知する。

2) アルバイトをして困ったら

アルバイトをして労働条件など、労働関係で困った場合は、全国の労働局や労働基準監督署などにある「総合労働相談コーナー」に無料で相談することができる。

(URL : <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>)

○労働条件相談ホットライン 0120-811-610

(月・火・木・金：午後5時～午後10時、土・日・祝：午前9時～午後9時)

(10) 薬剤師国家試験

薬剤師国家試験は、薬剤師法施行規則第2章試験第⑧条により、薬剤師として具有すべき知識及び技能について行われるもので、試験は、春期（3月の下旬頃）に行われる。詳細な試験施行要領は官報によって公示されるが、本学卒業生はもちろん卒業予定者は、卒業の年の春受験に出願ができるから、試験を受けようとする者は、教務厚生課が別途指定する期日までに次の書類を整えて教務厚生課へ提出すること。出願手続きは大学が行う。

〈参考〉※詳細は受験年度の官報で把握すること。

- (ア) 受験願書 教務厚生課から交付する。氏名、生年月日は戸籍上のものを明記すること
- (イ) 卒業証明書 教務厚生課で作成、添付する。
- (ウ) 写真 教務厚生課から交付する台紙に出願前6か月以内に撮影した手札型、脱帽半身像の写真をはる。
- (エ) 受験手数料 法令の額による収入印紙を受験願書にはる。ただし、消印してはならない。
- (オ) 返信用封筒

(注意) 薬剤師国家試験に合格した者には、合格証書が授与されるが、それは直ちに薬剤師を免許されたことにはならない。薬剤師の免許を受けようとする者は、薬剤師法施行規則第1条免許の申請により、厚生労働省で定める所定の申請書類を住所地の保健所から都道府県知事を経由し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(11) 学生生活における一般的心得事項

- ア 学生への通知は、すべて在学生用ポータルサイト(通称：学生掲示板)(パソコンおよびスマートフォンによって学外から閲覧可能、<https://www.gifu-pu.ac.jp/portal/>)により行うので、毎日必ず掲載内容を確認すること。ただし、急を要する場合は放送によることもある。掲載事項は、内容によるが、1か月を経れば一般に承知されたものとして削除する。
- イ 宿所届は、諸連絡のため必ず届け出なければならない。その宿所変更の場合も同様である。
- ウ 提出期限の定められた書類は、指定された期限まで必ず提出すること。
- エ 喫煙については、本部及び三田洞キャンパスは敷地内全面禁煙である。
- オ 願出・届出は、必要時の1か月前までに所定の用紙(事務局で交付)により申し出ること。証明等の発行に関しては、長期休業前は非常に混み合うため、余裕を持って申請すること。
- カ 三田洞キャンパスのロッカーは、在学期間中貸与を受け使用するものであるから、破損のないよう使用されたい。
- キ 貴重品の取り扱いは、つねに各自が注意して保管されたい。なお、私物には必ず学籍番号及び氏名を書いておくこと。
- ク 学内で私物を紛失したり、他人の物を拾得した場合は、すみやかに教務厚生課へ届けること。拾得物は、教務厚生課内に常時展示してある。自己の遺失物を確認したときは申し出ること。
- ケ 自動車・自転車・オートバイなどは、必ず指定の置場に置くこと。
- コ ゴミは、一般ゴミ、ペットボトル類、ビン・カン類に分別すること。

(12) 災害等緊急時における授業・試験の取扱いについて

1 暴風警報または特別警報発令時の授業・試験について

岐阜・西濃地方に暴風警報または特別警報が発令されている場合の授業・試験（定期試験・追再試験）については、表1又は表2のように取り扱う。

表1

暴風警報・特別警報解除時刻	授業開始時限
午前7時前まで	1時限目(9:00)から実施
午前7時以降、午前11時前まで	3時限目(13:00)から実施
午前11時以降	全時限休講

表2

暴風警報・特別警報解除時刻	試験開始時限
午前7時前まで	予定の時間割で実施
午前7時以降、午前11時前まで	13:00以降に繰り下げて実施
午前11時以降	当日の全科目の試験延期

なお、授業・試験中に岐阜・西濃に暴風警報または特別警報が発令された場合は、気象・交通機関の状況を判断して、指示を出す。

2 交通機関不通時の授業・試験について

次のいずれかの場合の授業・試験については、暴風警報または特別警報発令時の場合（表1又は表2）と同様に扱う。

- (1) 岐阜バス（三田洞線、岐阜大学・病院線等大学へのアクセス線）が不通
- (2) 岐阜一名古屋間の名鉄本線およびJR東海の両方が不通

3 大規模地震の注意情報発表及び警報宣言発令時の授業・試験について

東海地震注意情報が発表された場合の授業については、暴風警報発令時の場合（表1又は表2）と同様に扱う。なお、警戒宣言が発令された場合は全時限休講・試験延期となる。

4 その他の気象状況または気象警報発令時の授業・試験について

その他大雨、洪水、暴風雪、大雪等の気象状況または気象警報をもとに、授業・試験の実施に支障があると認められる場合は休講・試験時間変更措置をとることがある。

5 休講・試験時間変更措置の周知方法について

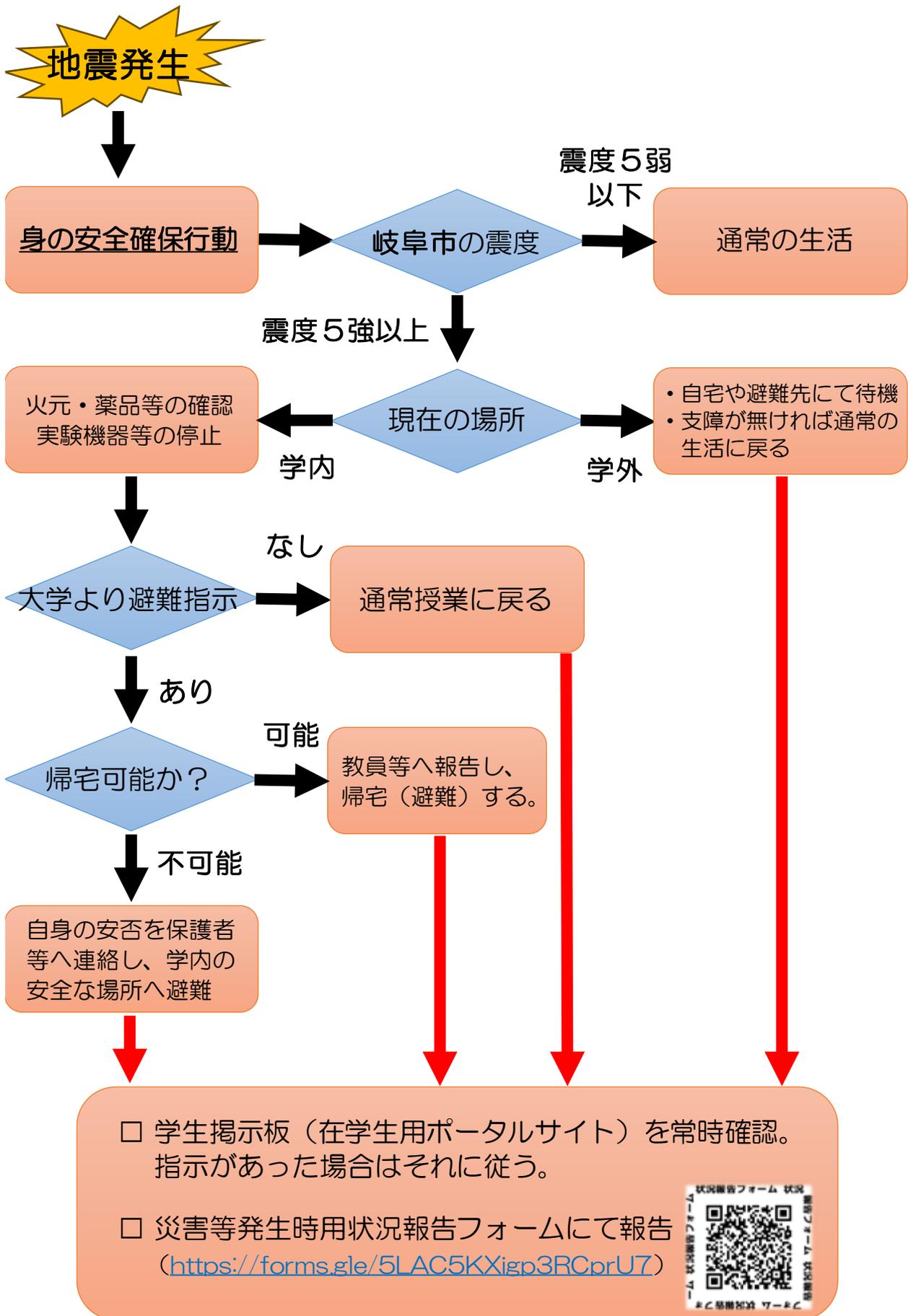
- (1) 学生及び教職員は、マスメディア等により警報発令状況等を確認し、適切に対応すること。
- (2) 教務厚生課は、掲示、学内専用インターネット、学内放送等により速やかに学内に周知する。
- (3) 教務厚生課は、休講となる授業や時間変更となる試験の担当教員および非常勤講師に対して速やかに周知する。

(13) 大規模災害発生時の安否連絡について

大規模災害発生時には、安全確保を第一に行動したうえで、大学へ安否連絡をすること。また、学生掲示板を頻繁に確認すること。

ここでは、対応の一例として、「地震発生時の行動フローチャート（学生）」を掲載するが、他の大規模災害の場合も、安否連絡は、災害等発生時用状況報告フォームを利用すること。

岐阜薬科大学 地震発生時の行動フローチャート（学生）



なお、この報告フォームを利用できない場合は、以下の方法を利用すること。

1. 公衆電話（災害発生時、一般の家庭用電話は通話規制がかけられるが、公衆電話は規制されない。）
2. 災害伝言ダイヤル171（事前契約の必要がなく、音声登録できる。）



3. 携帯電話用災害伝言板（NTTドコモ、KDDI，ソフトバンク）
4. 携帯電話メール（携帯電話各社）

(14) 岐阜薬科大学学内LAN運用ルール

1 ネットワーク利用者

- (1) ネットワーク利用申請は、「学内ネットワーク利用申請書」（「本学HP>在校生のみなさんへ」のページからダウンロード）により行い、「学内ネットワーク利用許可書」により許可する。申請を許可された者をネットワーク利用者とする。「学内ネットワーク利用申請書」には、ネットワーク利用者本人が利用するメールアドレスの申請を含む。
- (2) 本学学生としての身分を失ったときにネットワーク利用者の資格を失う。
- (3) ネットワーク利用者は下記の遵守事項を守り、不正な利用をしてはならない。

遵守事項

1. 岐阜薬科大学学内LAN運用ルールを守り、教育研究の目的で利用する（不正使用する者には、利用停止、利用許可の取り消しなどのペナルティーを科すことがある。）
2. 接続するクライアントPCのライセンス契約を遵守する。ライセンス契約に関する訴訟等により発生する責務は、ネットワーク利用者自身が負うものとする。
3. 発給されたIDとパスワードを他人に利用させない。また、パスワードの秘密保持に努め、定期的にパスワードの変更を行うなどその管理を行う。
4. 接続するPC、最新のパターンファイルが利用できるウィルス対策を施している。
5. ファイル交換や不正アクセスを目的とするソフトは使用しない。

2 個人認証

- (1) 学内LAN接続のためのファイヤーウォール認証とインターネット利用ためのプロキシ認証を行う。
- (2) 認証は、ネットワーク利用者に発給されたIDとパスワードにより行う。

3 メールシステムおよびアカウント

- (1) ネットワーク利用者にはメールアドレスを与える。

- (2) メールアドレスは、「学籍番号@gifu-pu.ac.jp」とする。
- (3) メールアカウントは、卒業等によりその身分を失ったときに削除する。

4 無線LANの利用

- (1) 本部内に配置された52台の無線アクセスポイント、および三田洞キャンパスに配置された11台のアクセスポイントで運用する。
- (2) 本部の接続形式はIEEE80.11a方式、三田洞キャンパスの接続形式はIEEE80.11b/g方式およびIEEE80.11a方式の周波数帯域を利用する。
- (3) 無線アクセスポイントへ接続するPCは制限しない。
- (4) 研究室等で無線アクセスポイントを許可なく設置することは認めない。

5 村山記念情報教育センター

岐阜薬科大学村山記念情報教育センター使用規程に従う。

6 学生情報システム

- (1) 学生掲示板
大学（教務厚生課、事務局、研究室教員）からの周知事項やお知らせは学生掲示板に掲載する。（認証を介して学外からのアクセスが可能。）なお、同様の内容は本部1階および三田洞キャンパス教育研究総合センター1階の掲示板に紙媒体としても掲示する。
- (2) 講義資料の提供（講義ノート）
講義で利用した資料（プリントやプロジェクター資料）、講義の補助的参考資料、試験問題や解説などを掲載する。
- (3) 求人情報
本学では、職業安定法第33条の2の規定に基づいて職業紹介業務運営規程を設け、本学の学生ならびに卒業生に対し、無料の職業紹介業務を行っている。この一環として、就職に関する資料を就職資料室及び学内LANの求人情報で提供している。求人情報には、本学への最新の求人情報も掲載され、各企業、病院、薬局などの求人時期を知ることできる。
- (4) 学生個人のPCのネットワーク接続
「4 無線LANの利用」により許可される。

(15) ハラスメントの防止対策ガイドラインと苦情相談

【ガイドラインの目的】

岐阜薬科大学に在籍する全ての学生、教職員、研究生、聴講生及び本学に関係する業者間におけるセクシャル・ハラスメントとアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント、あるいはこれに類する人権侵害を無くし、また、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の苦情処理等の措置を定めて、安心して学究に専念できる健全な大学環境を維持することを目的とします。

【ハラスメントとは】

ハラスメント（Harassment）とは『嫌がらせ（相手に迷惑をかけること）』を意味します。ハラスメントは、広義には人権侵害であり、他者に対する思いやりと敬意を欠いた性別、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは、広く人格に関する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手に肉体的、精神的な苦痛や不利益や不快感を与え、その尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること、であり、人間関係において立場の優位な人によって引き起こされたものを指します。

一般に、強い立場から弱い立場（例：大学の場合、教職員⇒学生、先輩⇒後輩 等）に対するハラスメントが最も起こりやすいものであるが、立場の優位な人が引き起こすものであるため、学生⇒教職員、後輩⇒先輩、同級生同士でも起こりえます。

厚生労働省では、「職場のパワー・ハラスメントの予防・解決に向けた提言（平成 24 年 3 月）」において、職場のパワー・ハラスメントを「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義し、上司から部下に対するものに限られず、職務上の地位や人間関係といった「職場内での優位性」を背景にする行為がこれに該当するとしています。

【ハラスメント防止のための心構え】

ハラスメントを起こさないために、お互いを対等の人格として尊重し、認めるとともに、①正しい理解をする、②許さない姿勢、③確固たる措置、④人権擁護に取り組む努力が必要です。本学では人権・ハラスメント防止委員会が設置され、以下の防止対策を講じています。

- ① 正しい理解をする：ハラスメントは決して特殊なことではなく、誰にでも起こり得ることで、本学の全ての構成員がハラスメントは重大な人権侵害であることを認識し、加害者にならないように必要な学習や研修を実施しています。
- ② 許さない姿勢：組織全体で人権侵害を許さない姿勢を強くアピールするとともに、具体的な施策を実施します。
- ③ 確固たる措置：ハラスメント防止のための規則に基づいて、ハラスメントに迅速に的確な措置をとります。
- ④ 人権擁護に取り組む努力：被害をこうむる立場にある人たちの人権擁護を主眼においた組織運営を行います。

さらに、構成員がハラスメントを防止するための心構えは以下のとおりとなります。

- ① 社会生活の最も基本的なルールとして、お互いの人格、多様性、価値観を常に尊重しながら、常に相手の立場に立って、思いやりを持って行動すること。
- ② 研究室、部活動等のそれぞれのコミュニティの構成員同士、学生同士のコミュニケーションを密にし、信頼関係を築き、発言・行動等が誤解を招かない状況を作るよう互いに努力すること。
- ③ 本人が意識していない場合でも、たとえそれが冗談や親しみのつもりであっても、相手にハラスメントだと受けとめられることがあることを意識して発言・行動すること。
- ④ 相手の人が「不快だ」という意思表示をしたときは、自分勝手な解釈をせず、相手の意思表示を素直に受け入れ、誠実に対応すること。
- ⑤ 万一、ハラスメントとおぼしき行為を受けたときは、我慢するだけでは問題解決しないことを認識し、自分の意思を相手に伝えたり、信頼できる人や相談員等に相談したりする等、勇気を出して行動すること。

【ハラスメントの種類とその注意事項】

学生を含む本学の構成員は、ハラスメント防止のために、ハラスメントの種類を知るとともに、ハラスメント防止のために以下のことに注意する必要があります。

○アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の指導の域を超えた、精神的な面を含めて教育を受ける権利の侵害、学業、教育又は研究の妨害、教育又は研究に関わる職務の妨害等の結果に至る、不適切な言動、差別的待遇等の妨害行為をいいます。例えば、教授や先輩学生等が指導を受ける学生や後輩学生等へ嫌がらせや差別をする行為であり、次に挙げるような行為を指します。

- ① 学業や研究を妨害する行為
- ② 研究成果を横取りすること、発表や論文作成を妨害すること
- ③ 学位や単位認定に関して不公平・不公正な対応をとること

- ④ 指導拒否、進路に関する妨害や干渉
- ⑤ 教職員においては昇任の保留等

○パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、本学の構成員がその職務権限を利用し、本来の業務の範疇を超えて継続的に、他の教職員の職務上の権利又は学生の権利を侵害したり、人格と尊厳を傷つけたりする不当な言動をいいます。例えば、次に挙げるような行為です。

- ① 業務、課外活動等に関して著しく不公平・不公正な評価・処遇をすること
- ② 業務上知り得た個人情報を利用して嫌がらせ行為をすること
- ③ 不正・違法行為の強要
- ④ 業務、課外活動等を逸脱して執ようにメールを送信すること
- ⑤ インターネット上のブログや掲示板への書き込みによって他人を傷つけること
- ⑥ 昇進、評価、雇用等に関する情報を濫用すること

●アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に関する注意事項

- 1) これらハラスメントの背景には大学内の階層構造、徒弟制、文化、研究費や人事権の一点集中等がありますが、大学の全構成員が、その身分や立場にかかわらず、人間として対等な人格を持つことをお互いが認識することが最も大切です。
 - ① 指導する側は「育てる」意識を持って相手を指導することが重要です。例えば、教員が「指導してやる」、「単位を与えてやる」、「不合格にしてやる」というスタンスで学生を指導することは大きな間違いです。
 - ② 一方で、教員や先輩に指導してもらうために、又は教科で単位をもらうために、受け手がハラスメントを我慢することも間違いです。
 - ③ しかし、指導する側が十分な指導を行ったにもかかわらず、受け手が行うべきことを実施できない場合は、受け手が指導する側にハラスメント（相手に迷惑をかけること）を行ったと見なされる場合もあります。
 - ④ 例えば、教員が十分な研究指導を行ったにもかかわらず、学生が、双方で合意した研究上の達成目標に向けて努力しない、必要なコミュニケーションを取らない、研究を放棄する等の行為を行った場合もこれに該当する可能性があります。
 - ⑤ お互いが、対等な人格を持つ者であることを認識し、良好なコミュニケーションを取るよう努力することで、ハラスメントが起こらない共に成長する環境を作ることが極めて重要です。
 - ⑥ 上下関係にある教職員間における権力行使にも十分な注意が必要です。
- 2) 指導とハラスメントの違いを明確にすることも重要です。

厚生労働省「職場のパワー・ハラスメントの予防・解決に向けた提言（平成24年3月）」では、「業務上必要な指示や注意・指導」は職場のパワー・ハラスメントには該当しないが、「業務の適正な範囲」を超える行為はハラスメントに該当すると定義しています。指導とハラスメントの違いは以下にも記されています。

指導をする際の注意点（人事院「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」から抜粋）

	指導	パワハラ
目的	● 相手の成長を促す	● 相手を馬鹿にする、排除する ● 自分の目的の達成
業務上の必要性	● 工作上必要性がある ● 健全な職場環境を維持するために必要がある	● 業務上の必要性がない（個人生活、人格を否定する） ● 業務上の必要性があっても不適切な量や内容
態度	● 肯定的、受容的、見守る、自然体	● 威圧的、攻撃的、否定的、批判的
タイミング	● タイムリーにその場で ● 受け入れ準備ができているときに	● 過去のことを繰り返す ● 相手の状況や立場を考えず
誰の利益か	● 組織にも相手にも利益が得られる	● 組織や自分の利益優先（自分の気持ちや都合が中心）
感情の表し方	● 好意、穏やか、きりっとした	● いらいら、怒り、嘲笑、冷徹、不安、嫌悪感
結果	● 部下が責任を持って発言、行動する ● 職場に活気がある	● 部下が萎縮する ● 職場がぎすぎすする ● 退職者が多くなる

特に、指導する側は、相手の人格を尊重し、円滑なコミュニケーションのもと、常に「育てる」という意識を持って、

- ① 与えた仕事（例：研究課題）の必要性を相手に示した上で指導をすること
- ② 与えた仕事（例：研究課題）の内容・量、指導のタイミング、指導の場所、指導方法など状況に応じて適正に指導すること
- ③ また、評価に関しては客観性・透明性が高く、論理的に説明可能な指標を用いて行うことが必要になります。

○セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは勉学、教育又は研究の場において、優位な立場又は権限を利用し、逆らえない立場にある者に対して行われる性的な強要、働きかけ又はこれらの言動により相手方や周囲の屈辱感又は不快感を抱かせることをいいます。例えば、次に挙げるような行為をいいますが、性的な言動を行っている本人の意図や意識に関わらず、受け手がそれを不快に感じれば、セクシャル・ハラスメントになります。

- ① 相手の望まない性的な言動
- ② 交際または性的関係の強要
- ③ 性的な画像・文章の掲示により良好な環境を害すること
- ④ 女性としての役割として飲食の世話等を女性に求めること
- ⑤ 「女性のくせに心配りがない」「男性のくせに根性がない」などと非難すること
- ⑥ これらに起因して、受け手が就学及び研究上の不利益もしくは精神的苦情を受け、その環境が不快なものになること。

●セクシャル・ハラスメントの防止に関する注意事項

性に関する言動に対する受け止め方には、個人や男女間、立場などにより差があり、ハラスメントに当たるか否かについては、当事者相互の判断が重要です。

- ① 親しさを表すつもりの方の言動であっても相手を不快にさせてしまう場合があること
- ② 不快に感じるか・否かには個人差があること

- ③ この程度のことは相手も許すなどと勝手な憶測・思い込みをしないこと
- ④ 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないこと
- ⑤ ハラスメントに当たるか否かについて、相手からいつでも意思表示があるとは限らないこと
- ⑥ ハラスメントを受けた者が加害者と継続的に上下関係にある場合には、拒否の意思表示ができない場合が多い。従って、一時的に性的言動を許容する態度を示したからといって、同意・合意していると勘違いしないこと
- ⑦ ハラスメントの行為は、行われる場所（大学内か外か）、時間（授業、勤務時間内か外か）を問わない。従って、大学における人間関係がそのまま継続する歓迎会やコンパ等においても注意すること
- ⑧ ハラスメントに当たるような行為をしてしまった場合には、直ちに相手に謝罪し、相手との良好な関係の維持に真摯に努めること

○さらに、上記に加えて、学生間等において、繰り返し行われる精神的ないじめ・嫌がらせ又は誹謗・中傷など、基本的な人権を侵害する行為もまたハラスメント（モラル・ハラスメントと呼ばれる）になります。

【ハラスメントが起きたら】

- ✓ 直ぐに、不快であることや拒否の意志を相手に伝えることが望ましい。また、一人で我慢しないで、まず身近な信頼できる人に相談することも大切です。
- ✓ また、ハラスメントに該当すると考えられる行為を受けた日時、内容等について出来るだけ詳しく記録しておくこと、可能であれば第三者の証言を得ておくこと、また、電子メール、SNSでのやり取り、写真などの客観的な証拠を保存しておくこと、も問題の早期解決の糸口となります。
- ✓ 意志表示が困難である場合、身近な人との相談により解決できない場合、不利益が予想される場合には、いつでも本学の相談窓口にご相談できます。相談窓口の相談員は、相談者並びに関係者の個人情報や人権を必ず保護し、相談者が不利益を被らないように対処します。詳細については、下記「ハラスメントに関する苦情相談について」を参照してください。

【本学の相談窓口では】

- ① ハラスメントの兆候や発生をいち早く把握し、相談者の側に立って問題解決する適切なアドバイスを行うとともに被害からの救済に努めます。また、個人情報の保護に十分配慮するなど、環境設定にも留意します。
- ② 相談員の相談スキルを高めるよう努めます。
- ③ 相談員は、問題解決のために相談者から十分に話を聞き、何らかの措置が必要と判断した時は、人権・ハラスメント防止委員会等と連携して、迅速に対処します。

【ガイドラインの見直し】

このガイドラインは、必要に応じて見直します。

◎ハラスメントに関する苦情相談について

本学では、全ての教職員や学生等が、対等の人格と尊重され、公正で快適な環境の下で、安心して職務・学業に専念できるように環境整備に努め、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びセクシャル・ハラスメント（以下ハラスメントという）の根絶を目指しています。

ハラスメントに関する苦情相談体制は整っており、教職員、学生等から苦情相談を受け付けています。ハラスメントの定義と防止については「ハラスメント防止対策ガイドライン」に記載されています。

ハラスメントに関する問題で困っている方は、相談員に気軽に相談してください。

【対象者となる相談者】

教職員・学生等、本学関係者であれば誰でも相談できます。

【対象となる相談内容】

ハラスメントの被害を受けた本人、その本人からハラスメントの相談を受けた者、他の人がハラスメントを受けているのを見て不快に感じた人からの相談が可能です。

【相談窓口と相談員】

本学の保健管理センター（本部 電話 058-230-8100 内線 3513、三田洞キャンパス 電話 058-237-3931 内線 216）に窓口を置いています。相談員は副学長（教学）を主任とする8名です（相談員の構成、メールを含む連絡先及び対応可能時間等は保健管理センターに問い合わせてください）。相談員の所属・職に関係なく、どの相談員にも相談することができます。

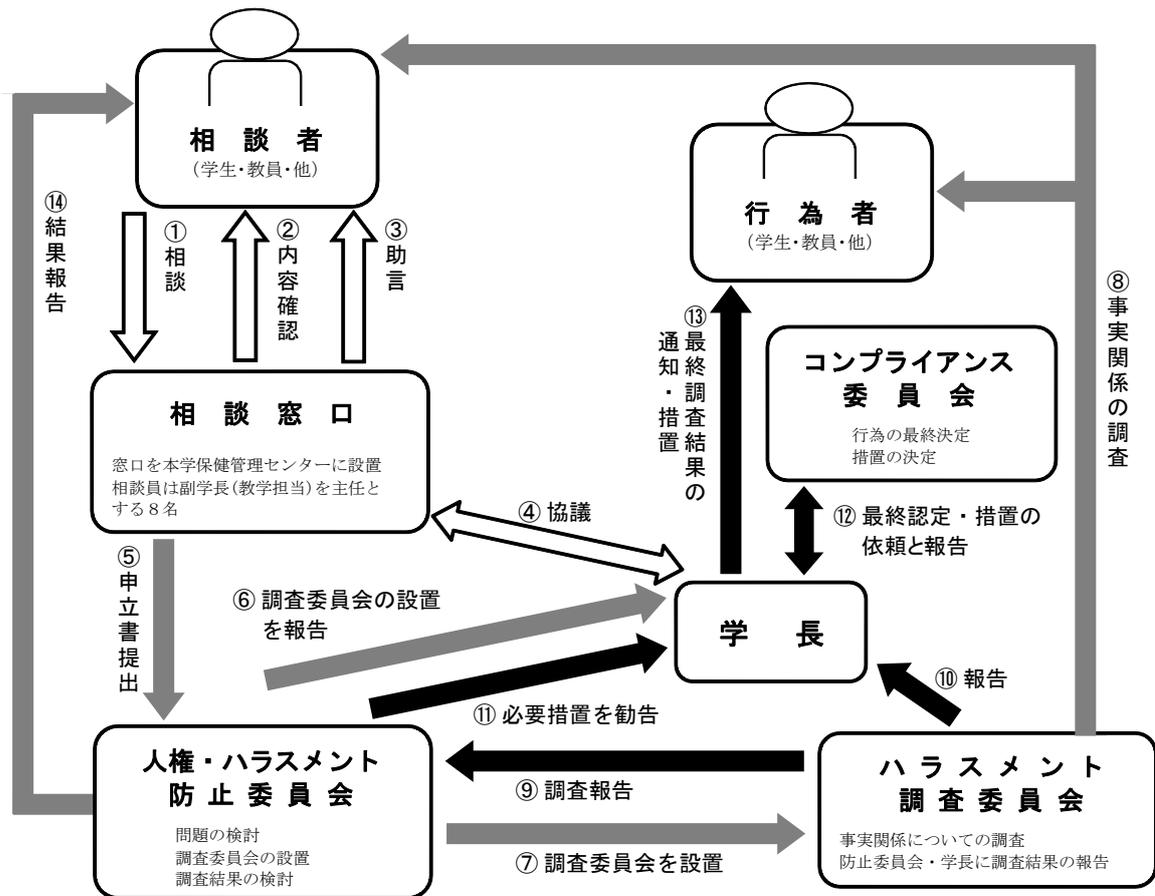
【相談方法】

相談員と直接面接する以外にも、電話、手紙及び電子メール等の手段でも相談することができます。気軽に相談してください。まずは、相談員と連絡をとってください。

【問題対応へのフローチャート（図 参照）】

- 1) ①～④ 相談窓口は、相談者からの相談を受け付け、その内容を適切に確認し、助言を行います。緊急に保護しなければならない措置等が必要な場合には、学長と協議して、適切な助言・対応を行います。
- 2) 相談窓口は、学長と協議の上、事実関係の調査が必要とされた場合には、相談者から署名入り申立書を徴し、これを人権・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という）に提出します。
- 3) ⑥～⑦ 防止委員会は申立書に基づき、当該問題を検討します。調査が必要と判断された場合には、ハラスメント調査委員会（以下調査委員会という）を設置し、学長に報告します。
- 4) ⑧～⑩ 調査委員会は、相談者、ハラスメント行為者に対する事情聴取を含め、事実関係の調査を行います。相談を受けてから90日以内に調査を終了し、その調査結果を防止委員会及び学長に報告します。
- 5) ⑪ 防止委員会は、調査結果を慎重に検討し、学長に必要措置の勧告を行います。
- 6) ⑫～⑬ 勧告に基づき、最終的なハラスメント行為の認定を行い、その行為に対する適切な措置をとります。調査結果と措置は、行為者に通知されます。なお、ハラスメント行為をしたとされた者はこれに対して不服申し立てをすることができます。不服申し立てがあった場合には、防止委員会はこれを検討します。これらの検討の結果を踏まえて、最終的にハラスメント行為を行ったと認定された行為者に対して適切な措置をとります。措置には当事者間での合意に向けた調停も含まれます。
- 7) ⑭ 防止委員会は、相談者に最終的な調査結果を伝えます。なお、上記の不服申し立てによりその相談内容が悪意に基づくものと認定された場合には、相談者に対して適切な措置をとります。

図 ハラスメント問題対応へのフローチャート



相談者のプライバシーは必ず守ります。
 相談したことによって、相談者が不利益を被ることはありません。
 一人で悩んでいないで、早めに相談しましょう。

(16) 諸 手 続 一 覧 表

種 別		事 項	添付書類その他	提 出 時 期	根 拠
学 修 関 係	○ 休 学 願	病気その他の事由により2か月以上修学を中止しようとする場合	保証人の連署（病気の場合は診断書）	その都度	則 19
	○ 復 学 願	休学の事由が止み、修学しようとする場合	〃	〃	〃 20
	○ 退 学 願	諸種の事由により退学しようとする場合	保証人の連署	〃	〃 21
	○ 欠 席 届	病気その他の事由により講義を欠席しようとする場合		〃	
	履 修 申 告	選択科目及び自由科目を履修しようとする場合		講義開始後1週間以内	〃 29 修 1
	受 験 申 告	選択科目及び自由科目の試験を受けようとする場合		試験開始1週間以前	〃 2
	試 験 欠 席 届	病気、就職、天災地変、交通事故及び親族死亡（父母、兄弟姉妹、直系の祖父母に限る）により欠席する場合など	必要に応じ、事由を証する書面	その都度	
○ 追 試 験 受 験 願	病気、葬祭、災害、交通機関のスト、就職試験、大学院入学試験、その他	審議の上許可	その都度	〃 5	
学 籍 ・ 福 利 厚 生 ・ 就 職 関 係	○ 学 生 証 再 交 付 願	学生証を紛失した場合		その都度	内 10
	○ 住 所 変 更 届	住所（宿所）を変更したとき		〃	〃 13
	○ 保 証 人 変 更 届	保証人が変わった場合		〃	〃 14
	○ 保 証 人 住 所 届	保証人の住所、電話番号等が変わった場合		〃	〃 16
	○ 個 人 記 録 票			入 学 時	〃 16
	○ 学 生 割 引 証 明 申 請 書	J R の旅客鉄道線で片道100km以上を旅行しようとする場合など		3 日 前	
	○ 通 学 証 明 書 願	バス・旅客鉄道・私鉄の通学定期券を購入する場合		〃	
	○ 在 学 証 明 書 交 付 願	奨学資金貸与申請・被扶養者である証明申請等の場合		〃	
	○ 卒 業 見 込 証 明 書 願	就職、進学その他必要な場合		〃	
	○ 成 績 証 明 書 願	〃		〃	
○ 海 外 渡 航 届	留学等で海外へ渡航するとき		出 発 前		
課 外 活 動 関 係	自 治 組 織 規 約 届	規約の作成、改正をしたとき		その都度	内 27
	自 治 組 織 役 員 届	役員の改選、変更をしたとき	名簿	〃	〃 28
	組 織 設 立 加 入 届	部、会を組織したとき	規約、役員・会員名簿	〃	〃 29
	学 外 団 体 加 入 届	学外団体に加入するとき		〃	〃 32
	団 体 の 年 度 自 治 組 織 活 動 報 告	年度ごとに課外活動の状況を報告するとき		任 期 の 終 り	〃 33
	施 設 使 用 届	校舎を集会等のために使用するとき		その都度	〃 34
	講 義 室 使 用 届	講義室を集会等のために使用するとき		〃	〃 34
	合 宿 届	部や会で合宿その他を行おうとするとき	顧問の認印を要す	〃	〃 36
	対 外 競 技 届	〃	〃	〃	〃 36
	登 山 等 野 外 活 動 の 届	〃	〃	〃	〃 36
	学 外 寄 附 依 頼 許 可 願	〃	〃	〃	〃 37
物 品 借 用 願	大学の物品を借用しようとするとき	〃	〃		

(注) ○印は用紙を事務局に備えつけてある。

則＝学則 修＝学則細則 第1章 学修規程 内＝学則細則 第2章 学内規程